

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県

○ 警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.3 %
全職員	73.5 %

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長級・本庁次長級	—
本庁課長級	90.3 %
本庁課長補佐級	87.5 %
本庁困難係長級・本庁係長級	87.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.1 %
31～35年	87.1 %
26～30年	82.8 %
21～25年	79.1 %
16～20年	84.9 %
11～15年	80.3 %
6～10年	81.4 %
1～5年	87.8 %

【説明欄】

■職員数の換算について

会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。

■勤続年数について

国の機関等からの出向者の勤続年数は、国家公務員等における勤続年数を通算している。

■全職員に係る情報について

勤続年数が10年以下の女性の割合が高いため、その分給与が低い割合も高いことから差異が発生している。(近年の女性警察官採用強化により、勤続年数が浅い女性警察官が増加)

■任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

- ・2(1)の表中、「本庁部局長級・本庁次長級」は該当する女性の職員がないため非表示
- ・2について、男性のほうが扶養手当、単身赴任手当等の生活補助的手当の受給額が多いことから差異が発生している。